

傳 播 方 法

一月十日 帝國劇場に於て、大々同様に降幕の際、數枚の宣傳
 紙が飛ぶ如く散布された。左に一月廿日、右に一月廿一日、
 活動寫眞を映して、セラッパル映字機、左に一月廿一日より、
 散布された。左に一月廿一日、右に一月廿一日、
 入せし看書と密送せしものあり、其の二月、傍玉縣下の十餘札に
 10に不徳の文字を書けしものあり、其の三月、川上茶屋の校
 書記が過思思の吹の膽字の増補版(柱志)を頒布したる問題
 にも、又官城縣下の柴田村田町にも宣傳の増布された。三月
 には、官城縣高鍋地方の中興茶業生に在りて、義宣傳の増布が
 郵送され、長野縣上伊那郡一宮に在りて、不徳の文字の増布が
 行はれしものあり、四月一日の夕方、場所、香川縣下、十一月

既團の初年、其の如く、初年、其の如く、見送り、其の如く、其の如く、
 此の主義の文字を書きしものあり、電報に貼布された、として、
 命題を高唱した。四月廿日、在りて、其の如く、其の如く、
 携つて、潜りしものあり、其の間、其の如く、其の如く、
 の報告官院(字のあり、其の如く、其の如く、其の如く、
 折角と、其の如く、其の如く、其の如く、其の如く、
 其の如く、其の如く、其の如く、其の如く、其の如く、
 子を書けしものあり、其の如く、其の如く、其の如く、
 成るに、其の如く、其の如く、其の如く、其の如く、
 代也、其の如く、其の如く、其の如く、其の如く、
 撤布して、其の如く、其の如く、其の如く、其の如く、
 思ふに、其の如く、其の如く、其の如く、其の如く、